

きよりの出前市長室

菖蒲・栗橋地区の開催

「市長が皆さんのところへ出向き、意見交換させていただきます」
 菖蒲地区または栗橋地区で活動している市民団体の皆さん、市長と日ごろの活動や市政についての考えなど、意見交換してみませんか。
 ※鷺宮地区は日程が決まり次第、お知らせします。久喜地区の募集は終了しました。
 問合せ 広報広聴課広報広聴係（内線5911）

“皆さんのご意見をお聴かせください”



出前市長室での意見交換の様子
 （平成24年栗橋地区で開催）

菖蒲地区

日時 10月22日(火) 14時～15時30分
 場所 菖蒲総合支所
 応募要件 主に菖蒲地区で活動する市民団体またはグループ
 応募期限 9月20日(金)

栗橋地区

日時 11月8日(金) 14時～15時30分
 場所 栗橋総合支所
 応募要件 主に栗橋地区で活動する市民団体またはグループ
 応募期限 9月30日(月)

【共通】

テーマ 市政や市民活動に関すること
 募集団体数 両日とも2団体
 ※1団体当たりの参加者数は5人程度、対話時間は約30分です。また、過去に出前市長室で懇談した団体は除きます。

応募方法 次の①～⑤について記入の上、⑥の資料等を添えて、広報広聴課広報広聴係（〒346-8501 所在地記入不要 内線5911/☎22・1118/Eメールkoho@city.kuki.jp.）へ
 ①団体・グループの名称
 ②代表者の氏名・住所・電話番号
 ③主な活動内容
 ④参加人数
 ⑤対話・懇談したいテーマ（できる限り具体的に）
 ⑥活動内容が分かるチラシ、総会資料など

その他 意見交換を円滑に進めるため、市の担当職員が同席させていただきます。
 参加団体等の決定 申し込み多数の場合は、抽選で決定します。結果は応募者全員に通知します。

皆さんの「おもいやり」をお願いします ～久喜市おもいやり駐車場制度～

市では、障がい者用駐車場を必要としている方が駐車できるようにするため、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。障がいのある方などが「おもいやり駐車場」を利用するときは、自動車のフロントガラスの内側から、この利用証を掲示してください。移動に配慮が必要な方々に、公共施設などの障がい者用駐車場を適正に利用していただくための制度です。皆さんのご協力をお願いします。

性 ほか
 利用できる駐車場 「おもいやり駐車場」の看板がある駐車場（公共施設等）
 ※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
 申請に必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳
 申請先・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3245）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線140／栗橋・内線236／鷺宮・内線161）

年金コラム

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まっています

平成24年10月から平成27年9月30日までの3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができます。後納制度が始まっています。過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やすことや、年金の受給権につなげることができます。ご自身の年金記録については、ねん



駐車場看板

きんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認ください。

後納制度は、事前の申し込みが必要です。また、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合もあります。

不明な点など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570・011・050 / 春日部年金事務所 ☎048・737・7512